

平成 29 年度
住宅ストック維持・向上促進事業
募集要領（安心 R 住宅版※）

（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業
に係る仕組みの開発・周知・試行事業）

※特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成 29 年国土交通省告示 1013 号）に基づき登録を受ける予定又は登録を受けた事業者団体が安心 R 住宅を対象として行う取組を対象にしたものです。

目次

I	事業の概要	P. 1
1	趣旨・目的	
2	事業内容	
3	事業実施期間	
II	選定基準	P. 2
1	事業主体（協議会等）	
2	評価のポイント	
III	補助要件及び補助対象等	P. 4
1	仕組みの開発・周知に要する経費	
2	仕組みの試行に要する経費	
IV	事業の提案・申請等の方法	P. 9
1	提案公募	
2	審査方法	
3	審査結果	
4	補助金交付	
5	事業中及び事業完了後の留意点	
V	情報の取扱等について	P. 14
1	情報の公開・活用について	
2	個人情報の利用目的	
VI	応募方法	P. 15
1	公募期間	
2	問い合わせ先及び応募書類の提出先	
3	提出期限・提出方法	
4	提出書類	
5	不採択に関する事項	
6	注意事項	

I 事業の概要

1 趣旨・目的

国土交通省では、良質な住宅ストックの活用を図るため、長期優良住宅や住宅性能表示、瑕疵保険、インスペクション、住宅履歴等の住宅の性能の確保や客観的な評価に係る各種制度の整備を進めてきました。また、本年12月から新たに「安心R住宅」制度をスタートさせる予定です。

本事業は、安心R住宅を対象とし、維持管理やリフォームの実施などによる住宅の質の維持向上が市場において適正に評価されるような、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みを開発・普及等する取組に対して支援を行うものです。

本事業で選定する取組がモデルプロジェクトとなり、良質な住宅ストックの資産価値が適正に評価され、維持管理やリフォームの実施にインセンティブが働く、健全な中古住宅・リフォーム市場が実現されることを目指しています。

2 事業内容

本事業は、良質な住宅を供給する建築士や住宅事業者、住宅の維持管理に関わる検査事業者や住宅履歴管理業者、住宅の資産価値を評価する宅建業者・不動産鑑定士や金融機関等が連携した協議会等のうち、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規定（平成29年国土交通省告示1013号）に基づき登録を受ける予定又は登録を受けた事業者団体が、安心R住宅を対象として良質な住宅ストックの整備やその後の維持管理、リフォームの実施等による住宅の質の維持・向上が適正に評価されるような、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みを開発・周知し、当該仕組みを試行する事業に支援を行うものです。

3 事業実施期間

本事業の実施期間は以下のとおりを予定しています。

平成29年11月中下旬 ～ 平成30年2月28日

【留意点】

- ・ 本事業は複数年度にわたって実施することを予定しておりますが、実際の事業実施期間は、各年度の予算措置の状況によって決定されます。

Ⅱ 選定基準

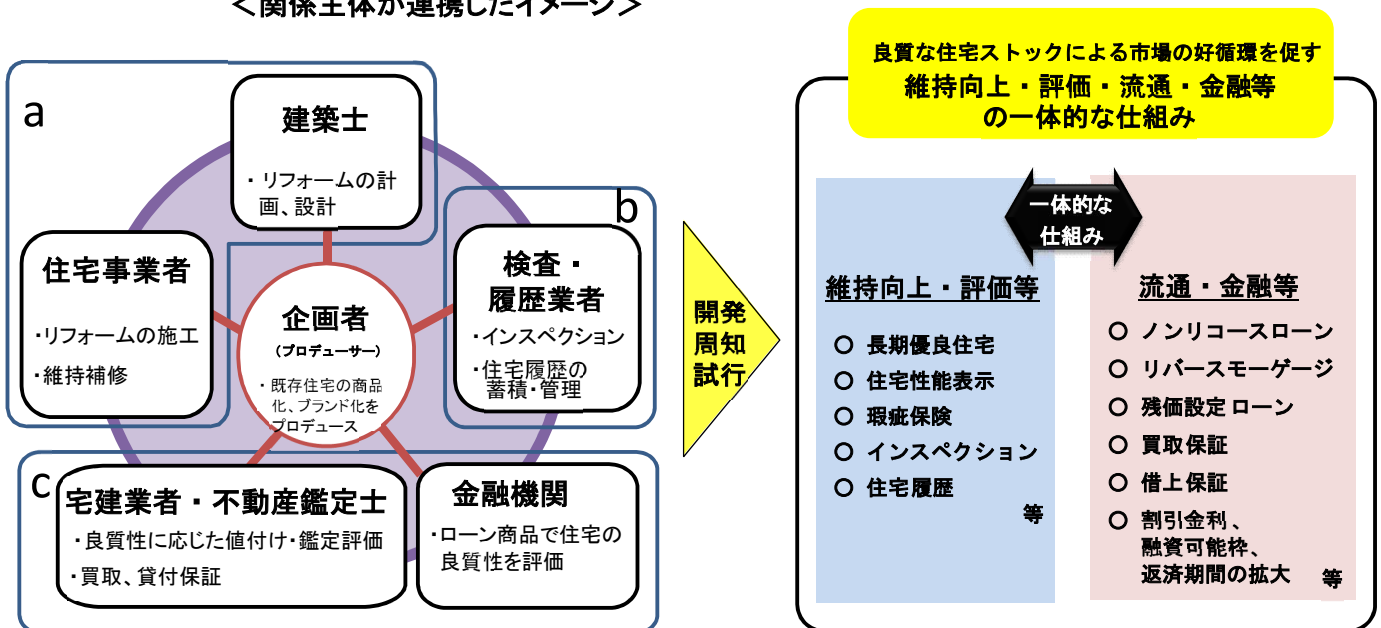
1 事業主体

本事業の事業主体は、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの開発等にあたって必要となる主体が全て揃っていることが必要です。

具体的には、a. 良質な住宅を供給する建築士や住宅事業者、b. 住宅の維持管理に関わる検査事業者や住宅履歴管理業者、c. 住宅の資産価値を評価する宅建業者・不動産鑑定士や金融機関等が連携していることが考えられます。

なお、b. 住宅の維持管理に関わる検査事業者や住宅履歴管理業者については、必ずしも事業への参画は必要ではありませんが、その場合であっても住宅のインスペクションや維持管理等を行う協力先として連携している必要があります。

<関係主体が連携したイメージ>



事業主体の要件は以下の①～④の通りです。

① 安心R住宅を対象とした取組であること

特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成29年国土交通省告示1013号）に基づき登録を受ける予定又は登録を受けた事業者団体が安心R住宅を対象として行う取組であることが必要です。

② 原則として金融機関が参画していること

本事業では、住宅の資産価値を具体的に評価する仕組みとして、主に住宅の良質性に着目した金融商品を想定していることから、原則として金融機関が参画していることが必要です。

なお、金融商品による評価ではなく、宅建業者等による買取保証や借上保証による評価を行う場合には、金融機関が参画しないことも考えられますが、別途、当該評価の裏付けとなる仕組みが必要となります。

③ 住宅の企画性・商品性を担う主体が参画していること

本事業で開発する仕組みにおいては、消費者への訴求力を発揮するため、対象とする住宅の商品化、ブランド化を行うこととしており、これらの住宅の企画性・商品性を担う主体が参画していることが必要です。

なお、住宅の企画性・商品性を担う主体は、上記 a. ～c. の主体と異なる独立した主体であっても、いずれかの主体が兼ねていても構いません。

④ その他

- ・ 国土交通省が別途選定する総合的検討事業者が実施する調査分析等(各協議会等が開発する個々の仕組みについてのヒアリング、アンケート等による調査、現地調査、開発状況の進捗管理等)の取組に協力すること
- ・ 国土交通省が別途選定する事務事業者が実施する事務(予算の執行状況管理、交付申請等に係る手続き等)の取組に協力すること

2 評価のポイント

本事業では、各協議会等からの提案事業について、①資産価値評価の妥当性、②実現可能性の観点から総合的に審査を行います。

① 資産価値評価の妥当性

開発する仕組みが、住宅の良質性に着目して、住宅の資産価値を具体的に評価するものであり、その妥当性が客観的に示されていることが必要です。このため、住宅の良質性や将来の資産価値との関係や根拠が明確であると認められない単なる高値設定や割引金利の設定等は評価されない可能性があります。

住宅の資産価値を具体的に評価した流通・金融等の仕組みとしては、例えば以下のような例が考えられます(あくまで例示であり、これらを仕組みに組み込むことは必須ではありません)。

<住宅の資産価値を具体的に評価した流通・金融等の仕組みの例>

- 一定期間経過後の資産価値の評価を元に、借入の一部を非遡及とするノンリコースローン
- 土地の価値だけでなく、建物の想定残存価値を元に融資可能額を算出するリバースモーゲージ
- 一定期間経過後における買い戻しを前提とした残価設定ローン
- 宅建業者等による買取保証や借上保証(良質性の評価を元に保証額を算定しているもの)
- 割引金利や融資可能枠、返済期間の拡大(良質性の評価を元に設定されたもので、通常の金融商品との違いが明確であるもの) 等

② 実現可能性

開発する仕組みが、提案期間内に実現できる見込みがあることが必要です。具体的には、開発しようとしている金融商品等の仕組みが実現可能であること、協議会等の構成において仕組みの開発に必要な主体が揃っていること、これまでの取組や調整状況に一定の熟度があること、仕組みの検証方法の妥当性が高いこと等が評価のポイントとなります。

Ⅲ 補助要件及び補助対象等

1 仕組みの開発・周知に要する経費

仕組みの開発・周知に要する経費について、補助率は定額で、協議会等の1事業主体あたり2,000万円を限度として補助します。具体的には、以下に例示する経費が想定されます（補助対象となる個々の費目については別添1「費目一覧表」参照）。

<対象経費の例>

○仕組みの開発にかかる経費（補助率：定額）

- － 検討会の実施に要する経費
- － ニーズ調査・実態調査に要する経費
- － システム開発に要する経費
- － その他仕組みの詳細検討・技術検討に要する経費
（金融商品の要件設定、対象区域の設定、対象となる住宅の調査・不動産鑑定評価、住宅所有者や購入希望者等のニーズ調査、インスペクションの実施レベル・実施頻度の設定 など） 等

○仕組みの周知にかかる経費（補助率：定額）

- － ホームページの整備に要する経費
- － チラシ・パンフレットの作成に要する経費
- － 開発した仕組みの事業者向け、消費者向け説明会の開催に要する経費 等

【留意点】

- ・ 補助対象となるのは、本事業における新たな取組にかかる経費であり、協議会等や協議会等を構成する個々の主体が行う既往の取組や事業にかかる経費は対象になりません。
- ・ 別添1「費目一覧表」に規定する費目について、完了実績報告時に領収書等支出されたことを示す証拠書類の写しの提出が必要です。なお、給料及び賃金については、勤務管理簿や勤務日誌簿等の写しを証拠書類としてご提出いただきます。
- ・ 不動産鑑定評価に係る費用について、仕組みの開発の過程で不動産鑑定評価を行う場合の費用は補助対象となりますが、開発した仕組みを利用するために行う不動産鑑定に要する費用（試行費用）については、補助対象となりません。
- ・ システム開発費について、本事業のために新たにシステム開発する場合は補助対象となります。ただし、既存のシステムを改修・改変して開発するものにあつては、当該開発内容及び経費について、本事業のために要した内容・経費として明確に区別して説明・計上できる場合にのみ補助対象とします。
- ・ 複数年度の計画を提案する場合であつて、次年度以降引き続き開発・周知を行う場合は、改めて事業提案を受け、提案内容を審査の上、選定の可否及び補助額を決定します。この際、同一の提案内容が複数年度に渡るものについては、複数年度の計画の経費の総額に対して2,000万円の限度額が適用されます。なお、同一の協議会等であっても前年度と異なる流通・金融等の仕組みを提案し、別に選定された場合はこの限りではありません。

2 仕組みの試行に要する経費

1で開発した仕組みの試行に要する経費として、当該仕組みを活用するために必要となる個々の住宅の質の維持及び向上に要する経費について、住戸1戸あたり100万円を限度として補助します。

具体的には、以下の図表のとおり、「ア 住宅の質の適切な維持・向上に要する経費」として、インスペクションの実施、住宅履歴の作成、瑕疵保険への加入又は維持保全計画の作成に係る経費が対象となり、「イ 開発する仕組みに対応するための質の向上に要する経費」として所定の工事費が補助対象となります。

限度額については、アとイの合計額に100万円の限度額が適用されます。なお、試行の補助対象となる戸数は開発された仕組みの効果を検証できる程度の規模とします。

図表 試行に係る費用の補助要件と補助対象の関係

		既存住宅	
		補助要件	補助対象
ア. 住宅の質の適切な維持・向上に要する経費 (P. 6～)			
(i) インスペクションの実施	既存住宅の購入時又はリフォーム時	○	○
(ii) 住宅履歴の作成	既存住宅の購入時、リフォーム時	○	○
(iii) 瑕疵保険への加入		○	○
(iv) 維持保全計画の作成		○	○
イ. 開発する仕組みに対応するための質の向上に要する経費 (P. 8～)			
イ. 開発する仕組みに対応するための質の向上に要する経費		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の評価基準を満たすこと（別添2参照）。 ・リフォーム工事着手前のインスペクションで確認された劣化事象のうち、劣化が著しいと指摘された事象について、当該リフォーム工事により補修を行っていること。 	<p>{(左欄の要件を満たすために必要なリフォーム費用) + (資産価値の向上に寄与する住宅の仕様へ上げるためのリフォーム費用 (各登録団体が定める「リフォームの実施判断の基準」に適合させるために行うものに限る。))}</p> <p style="text-align: center;">× 1 / 3</p>

【ア. 住宅の質の適切な維持・向上に要する経費（補助率：定額）】

住宅の質の適切な維持・向上に要する経費としては、以下の（i）インスペクションの実施、（ii）住宅履歴の作成、（iii）瑕疵保険への加入及び（iv）維持保全計画の作成が対象になります。

「2 仕組みの試行に要する経費」の補助を受けるためには、購入時またはリフォーム時に（i）、（ii）、（iii）及び（iv）の全てを実施することが必須となります。

（i）インスペクションの実施

- ・ 本事業におけるインスペクションとは、インスペクター講習団体（別添3「インスペクター講習団体について」参照）に登録されたインスペクター（インスペクター講習団体の実施する講習を受講し、修了審査に合格した建築士または建築施工管理技士）又は既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第5項に規定する既存住宅状況調査技術者が行うものとします。

ただし、対象住宅の近くに登録インスペクターが存在しない場合など、インスペクターへの依頼が困難な場合は、事前に事務事業者の承認を得た上で、登録インスペクター以外の建築士による実施を可能とします。

- ・ インスペクションは、原則として別添4の現況検査チェックシートを用いて行うものとし、補助事業完了実績報告書を提出する際に事務局へ提出するものとします（別添4「現況検査チェックシート 参考様式」参照）。
- ・ インスペクションで確認された劣化事象は、本事業のリフォーム工事で補修を行うこととします。ただし、当面の補修を必要としないものに限り、維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定め、補助事業完了実績報告書を提出する際に同計画を事務局へ提出するものとします。

※ インスペクションは、買主・売主のどちらが実施したものでも構いません。

※ 瑕疵保険への加入が必須要件となるため、瑕疵保険加入時に実施する建物の現場検査の基準に適合する必要があります。

<補助要件>

- ・ 既存住宅の購入時またはリフォーム工事着手前にインスペクションを実施することが必須要件です。

<補助対象>

- ・ 本事業が住宅の資産価値の維持・向上を目的としていることに鑑み、既存住宅の購入時又はリフォーム時に必ず実施するインスペクションを補助対象とします。

（ii）住宅履歴の作成

- ・ 本事業における住宅履歴の作成とは、次の①、②の状況に応じて、それぞれに掲げる取組とします。

- ① リフォーム工事時
 - ・ 設計図書・施工図面・工事の明細・施工写真等の作成
 - ・ 作成した図書等及び上記（i）で実施したインスペクションの結果の保存
- ② 既存住宅購入時
 - ・ 現況図面・現況写真等の作成
 - ・ 作成した図面等及び上記（i）で実施したインスペクションの結果の保存

なお、上記①、②に示した図書等の他、必要に応じて、例えば以下の図書等についても保存・作成いただく図書等として加えていただくこともできます。

（例） 請負契約書（リフォーム工事時）、売買契約書、建築確認申請書類一式（建築確認済証、検査済証、図面（配置図、平面図、立面図、設備図、構造図等）及びある場合は構造計算書等）

<補助要件>

- ・ 既存住宅の購入時またはリフォーム時に住宅履歴を作成することが必須要件となります。

<補助対象>

- ・ 住宅履歴の作成にかかる経費として、図面等の作成経費及び保存のためのサービスの利用経費を補助対象とします。

（iii）瑕疵保険への加入

- ・ 本事業における瑕疵保険とは、住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱う「既存住宅売買瑕疵保険」（既存住宅売買時に加入）または「リフォーム瑕疵保険」（リフォーム時に加入）とします。

<補助要件>

- ・ 「既存住宅売買瑕疵保険」または「リフォーム瑕疵保険」に加入することが必須要件となります。

<補助対象>

- ・ 瑕疵保険の加入費用のうち、下表に掲げる金額を控除した額が補助対象となります。

保険期間	5年	2年	1年
控除金額	3万円	1.2万円	1万円

（iv）維持保全計画の作成

- ・ 本事業における維持保全計画とは、住宅の部位別に、将来行うべき点検の項目や時期、更新・取替時期の目安等を示した計画書とし、様式は任意とします（別添5「維持保全計画 参考様式」参照）。

<補助要件>

- ・ 維持保全計画の作成が必須要件となります。
- ・ 本事業で最初に実施するインスペクションで確認された劣化事象のうち、当面補修の必要がなく、本事業の補助を受けたリフォーム工事で補修を行わないものについては、維持保全計画に今後実施する補修・点検等の対応内容及び時期を定める必要があります。

<補助対象>

- ・ 維持保全計画の作成費用が補助対象となります。

【イ. 開発する仕組みに対応するための質の向上に要する経費（補助率：1／3）】

原則として、平成29年12月末までに工事着手するものであり、工事着工前に交付申請を行い、交付決定を受けることが必要です。工事に実質的に取りかかった時点をもって工事着手とみなします。

原則として、平成30年2月末までに補助事業完了実績報告書の提出ができるものであることが必要です。補助事業完了実績報告書は、工事完了後1ヶ月以内に速やかに事務局に提出してください。やむを得ない事情により平成30年2月末までに補助事業完了実績報告書を提出できない場合は、事前に事務局を通して国土交通省に報告し承認を得ることが必要です。

(i) 既存住宅のリフォーム（資産価値の向上に寄与する分）

<補助要件>

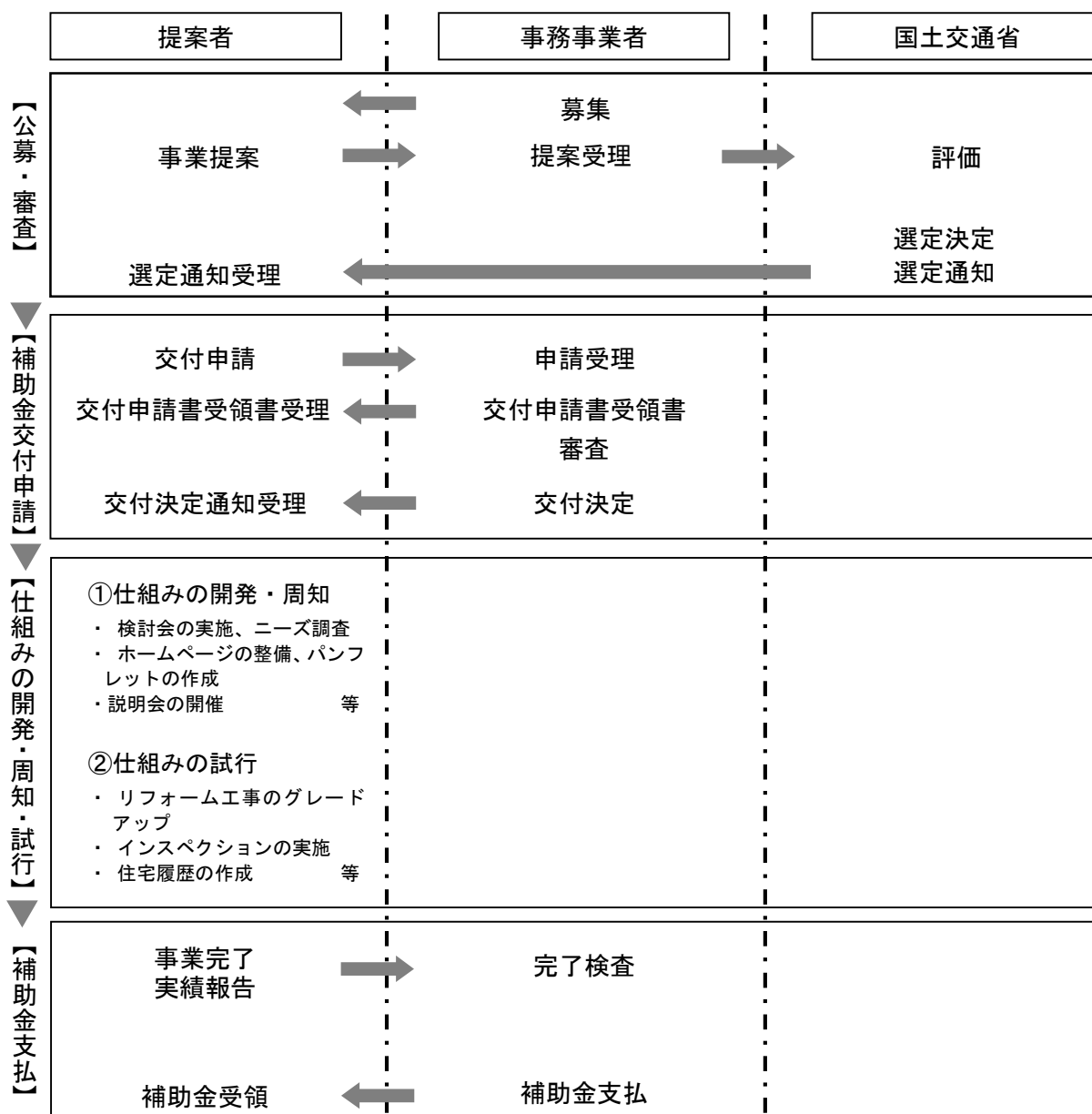
- ・ 耐震性は一定の性能（別添2「耐震性の評価基準」参照）を有することが必須要件です。
- ・ リフォーム工事着手前のインスペクションで確認された劣化事象のうち、劣化が著しいと指摘された事象については、当該リフォーム工事により補修を行っていることが必須要件です。

<補助対象>

- ・ 上記補助要件を満たすために必要はリフォーム工事費に加えて、一般的な住宅の仕様と資産価値の向上に寄与する住宅の仕様を設定し、資産価値の向上に寄与する住宅の仕様に上げるためのリフォーム費用（各登録団体が定める「リフォームの実施判断の基準」に適合させるために行うものに限る。）が補助対象となり、これに1／3を乗じたものが補助額となります。
- ・ 資産価値の向上に寄与する住宅の仕様については、「2 評価のポイント ①資産価値評価の妥当性」との関係を明確にする必要があります。（提案事業毎に補助対象経費が異なることとなります。また、当該仕様に上げるためのリフォーム費用については、審査の上減額することがあります。）
- ・ 事業完了後、仕組みを利用する個々の住宅への支援経費である「2 仕組みの試行に要する経費」については、「1 仕組みの開発・周知に要する経費」とともに、協議会等の代表口座に振り込まれ、その後、各建築主等（宅建業者が建築主の場合は、当該住宅の購入者）に還元される必要があります。このため、交付申請時において、当該建築主等と住宅事業者との同意書の提出が求められます。

IV 事業の提案・申請等の方法

本事業は公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。



※補助金の交付に係る事務については、国土交通省に代わって事務事業者が実施します。

1 提案公募

本事業の補助金を受けるためには、まず、本募集要領に従い、事務事業者が行う提案公募に応募し、補助対象事業として選定される必要があります。

2 審査方法

評価ポイントに基づいて評価を行います。

3 審査結果

国土交通省は事業の選定を決定し、応募者に結果を通知します。応募内容が具体性に欠ける場合や仕組みの「開発」が終わっていない場合等には条件付きで選定とし、仕組みの「開発」が終了した段階で、「周知」「試行」にかかる部分について実施できることとします。

4 補助金交付

選定結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。補助金の交付を受けるためには本節の内容に従い交付申請等の手続きを行う必要があります。

(1) 交付申請

交付申請は国土交通省が定めた期間に行っていただきます。なお、この交付申請がなされない場合、選定された事業であっても補助金が交付されませんのでご注意ください。

また、補助金は代表提案者である補助事業者（代表者である法人又は規約等に基づき会計を管理する法人（事務局等）でも可）に一括して振り込まれますので、他の補助金を受け取ることができる者との補助金の受取に関する規約を作成して提出していただきます。

国土交通省は、補助金の受取に関するトラブルに関して一切責任を負いません。当事者間で処理していただくこととなります。

過去3カ年以内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。

なお、補助を受ける者が以下の①～③の関係にある会社から住宅の購入、工事の発注又はシステム開発を行う場合は、価格の妥当性を確認するため、3者以上からの見積もり結果の添付を求めます。

- ① 100%同一資本に属するグループ会社
- ② 補助事業者の関係会社（財務諸表等規則第8条第8項で定めるもの。上記①を除く。）
- ③ 補助を受ける者（法人の場合にあってはその役員）が役員に就任している会社

(2) 交付決定

交付申請を受け、国土交通省においては、以下の事項等について審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、交付要綱に従って申請者に通知します。

- ・ 交付申請の内容が選定された内容に適合していること。
- ・ 補助事業の内容が、交付要綱及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助対象費用には、国から他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（適正化法）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けている対象費用は含まないこと。

なお、交付決定にあたっては、応募内容を審査の上、要望額から一定額を減額して交付決定を行うことがあります。

また、選定された事業のうち仕組みの「試行」にかかる住宅が具体的に決まっていない場合や仕組みの「開発」が終わっていない場合等にあつては、仕組みの内容が具体化し、「試行」が実施可能になった段階で「試行」にかかる費用について追加で交付決定を行います。

(3) 補助事業の計画変更について

補助を受けた者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得る必要があります。

- ①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省に報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、予定していた検証がとりやめになる場合など計画内容に変更があり選定された事業と異なると判断されたものについては、補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

(4) 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、選定時に別に指定する手続きに従い「補助事業実績報告書」を提出していただく必要があります。

国土交通省は、「補助事業実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。平成 29 年度の事業については、支払いは、原則として平成 30 年 4 月末となる予定です。支払いは、補助事業者指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

5 事業中及び事業完了後の留意点

(1) 取得財産等の管理について

本事業が住宅の資産価値の維持・向上を目的としていることに鑑み、本事業補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

また、補助を受けた者は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について、補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合、処分が制限される 10 年間（以下「処分制限期間」という。）は、国土交通大臣の承認を得なければこれを行うことができません。

ただし、補助を受けた者は、「仕組みの試行」を行った住宅について、住宅として使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、補助金の交付目的に適合していると考えられることから、この限りではありません。

なお、当該「仕組みの試行」を行った住宅について、その用途を変更し、又は取り壊した場合は、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがあります。

(2) 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、事務事業者が定める交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

(3) 補助事業の実施中及び終了後の経過の報告

補助を受けた者は、IV. 4(4)の実績報告とは別に、II. 1④に係る事業進捗報告等及び補助事業終了後3年間又は本事業で補助した「仕組みの試行（ア.住宅の質の適切な維持・向上に要する経費）」の終了のいずれか遅い時期までの間は、取組の状況等の経過報告をしていただく必要があります。

(4) 普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力

補助を受けた者は、本事業の成果報告等に係るシンポジウムへの参画等普及啓発に協力していただく場合があります。また、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進等に関するアンケート、ヒアリングその他の調査に協力していただくことがあります。

(5) 情報の提供

補助を受けた者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めることとします。国土交通省からこれらの情報の提供を求め、必要に応じ作成するホームページへリンクを張る等の協力を求める場合があります。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求める場合があります。

(6) その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日付け建設省住総発172号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）

九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成 24 年 3 月 15 日付け
国住総第 185 号住宅局長通知）

十 住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け国住生第 728 号）

十一 その他関連通知等に定めるもの

- ・ 本事業において、交付決定の取消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返金事案の概要（提案者名、補助金名、交付決定額、補助事業の実施期間、返還を生じた理由、講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

V 情報の取扱等について

1 情報の公開・活用について

(1) プレス発表等について

選定決定後、選定された事業については事業名、提案者、事業概要等を国土交通省、事務事業者又は総合的検討事業者のホームページに掲載します。

(2) 事業等の公表

モデル事業の成果について広く紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等に提案内容や報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類等に記載された内容について、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合には原則公開しません。

2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査を目的として利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

VI 応募方法

1 公募期間

平成29年11月6日（月）～平成29年12月29日（金） 17時00分まで

※随時採択することとしています。

※予算の執行状況によっては公募期間が短縮等される場合があります。

2 問い合わせ先及び応募書類の提出先

<問い合わせ先・提出先：一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会>

F A X : 03-3580-0332

メールアドレス : kizon@kashihoken.or.jp

電話番号 : 03-3580-0331

住所 : 〒105-0004

東京都港区新橋3-1-11 長友ランディックビル2F

受付 : 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時30分～17時

担当 : 橋本、白崎

3 提出期限・提出方法

平成29年12月29日（金）17時（必着）

郵送又は持参とします。郵送の場合、応募者に対して提出書類を受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で送付してください。

郵送時は、表面に必ず「良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業担当」及び「応募書類在中」と記入してください。

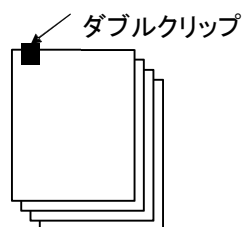
4 提出書類

提案をしようとする者は、公募期間中に応募様式に従って、「紙媒体で6部」及び「提案書の電子媒体（Word形式又はPowerPoint形式の応募様式は形式を変えずそれぞれ1つの通しファイルとし、またそれらをPDF化した1つの通しファイル）を記録したCD-R等を1枚」を揃えて提出してください。紙媒体については、全てA4サイズとし、正1部（片面印刷）、写し5部（両面印刷）をご提出ください。

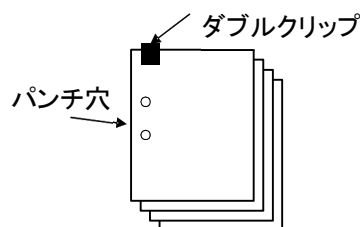
また、写し5部（両面印刷）については全てに縦二穴パンチ穴を空けた上で、正1部（片面印刷）については縦二穴パンチ穴を空けずに、正1部（片面印刷）及び写し5部（両面印刷）についてそれぞれ左上をダブルクリップで止めてください（ホッチキス等で綴じたり、製本する等指示に従っていない場合は提案を無効とします。）。

（参考）

正本1部（片面印刷）、写し5部（両面印刷）のそれぞれ、各部ダブルクリップで止めてください（ホッチキス等で綴じたり、製本する等指示に従っていない場合は提案を無効とします。）。



正本1部(片面印刷)



写し5部(両面印刷)

各部、縦2穴パンチで穴をあけて下さい。

5 不採択に関する事項

- (1) 提出した提案書が採択されなかった者に対しては、不採択とされた旨とその理由（不採択理由）を、書面（審査結果通知書）をもって、生産課長より通知します。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由、ただし規格はA4版）の持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により、生産課長に対して不採択理由について説明を求めることができます。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。
- (4) 不採択理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下の通りです。
 - ① 受付場所：国土交通省 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室
担当者 田窪、石田
電話番号 03-5253-8111（内線 39448、39432）
 - ② 受付時間：9時30分から17時00分まで。